

別表六の二（四）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第6項又は第7項（中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第68条の9の2第1項又は第5項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後の連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

2 「試験研究費の額の合計額1」は、各連結法人の試験研究費の額に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第25条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該各連結法人の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「震災特例法令」といいます。）第22条の5第1項（復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額を同欄の上段に内書として記載します。なお、前記超過要件の判定に係る当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額は、当該内書として記載した金額を控除した金額をその判定に係る当該連結事業年度の試験研究費の額の合計額とします。

3 「当期税額基準額 $(3) \times \frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$ 」4 は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じです。）が平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各連結事業年度については「20又は」を消し、連結親法人事業年度が平成24年4月1日以後に開始する各連結事業年度については「又は30」を消します。

4 「差引当期税額基準額残額 $(4) \text{ 又は } \left[(3) \times \frac{30}{100} \right] - (5)$ 」8 は、連結親法人事業年度が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各連結事業年度において措置

法第68条の9の2第8項第5号に規定する平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額又は同項第6号に規定する平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額がある場合には「(4) 又は」を消し、その他の場合には「又は $\left[(3) \times \frac{30}{100} \right]$ 」を消します。

5 「試験研究費の額の合計額17」、「改訂試験研究費の額の合計額20」及び「試験研究費の額の合計額21」の各欄の記載に当たっては、各連結法人の試験研究費の額に震災特例法第25条の5第1項に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合には、当該連結法人の試験研究費の額から震災特例法令第22条の5第1項に規定する特別償却実施額を控除した金額の合計額を記載します。

6 「繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄、「平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる各連結事業年度の区分に応じ記載します。

(1) 連結親法人事業年度が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各連結事業年度 「平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。

(2) 連結親法人事業年度が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各連結事業年度 「平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。

(3) 連結親法人事業年度が平成23年4月1日以後に開始する各連結事業年度 「繰越中小連結法人税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。

7 「翌期繰越額24」、「27」、「30」の各欄の外書には、措置法第68条の15の3（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（十六）の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。